

令和5年度高取町電力・ガス・食料品等価格高騰に

対する低所得者世帯支援給付金（追加支給 7万円/1世帯）のご案内
受給には手続きが必要です

- 令和5年度高取町電力・ガス・食料品等価格高騰に対する低所得者世帯支援給付金（1世帯あたり7万円の追加支給）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から令和5年12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

高取町が確認書(または申請書)を受理した月の翌月末が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～令和5年12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入となった世帯
(家計急変世帯) 注：世帯の全員が非課税相当
になった世帯

高取町から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和5年12月1日時点で住民登録のある
高取町から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和6年5月31日（金）



申請時点で住民登録のある高取町に
申請してください。

【申請書配布先】高取町福祉課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から高取町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、高取町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、高取町に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和5年1月2日以降に高取町外から転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に高取町（福祉課）に、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、高取町福祉課にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（高取町の場合）単身の場合：93万円以下、配偶者・扶養親族1名の場合：137.8万円以下 など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに高取町（福祉課）に、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰に対する支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



***本給付金は差押え禁止及び所得としては非課税扱いになります。**

お問い合わせ

高取町福祉課 令和5年度高取町
電力・ガス・食料品等価格高騰に対する
低所得者世帯支援給付金窓口



0744-52-3334

受付時間（月曜日～金曜日）

平日 8:30～17:15